

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

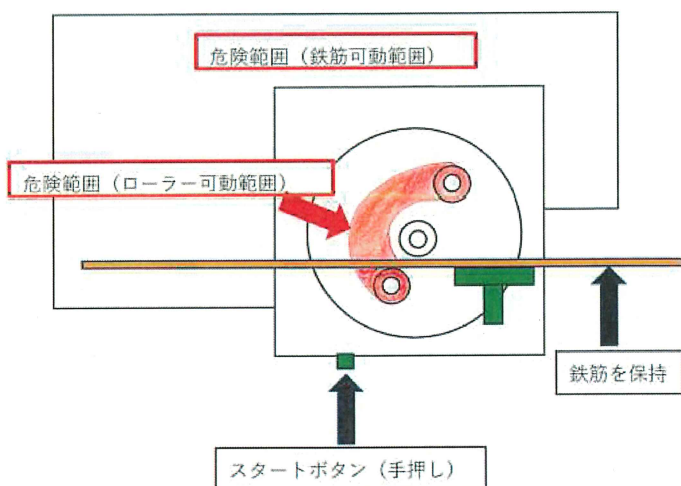
## 災害発生情報 No.161

令和8年3月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	製造業	経験年数	3箇月	年齢	30歳代
発生日月	令和8年1月	発生時刻	14時台		
発生状況	鉄筋曲げ機（鉄筋ベンダー）を使用して鉄筋曲げ作業中、駆動ローラーや鉄筋の可動範囲内に指が入った状態でフットスイッチにより機械を稼働させたため、機械と鉄筋の間に指を挟み負傷した。				
負傷の性質／部位	挫滅創／指	休業見込期間 若しくは死亡	30日		



（図は上方からのイメージ）

### 1 原因

- ・機械や加工物の可動範囲内に指が入っていたこと

- ・足踏みペダルで作業をおこなっていたこと

### 2 対策

- ・オプション品である足踏みスイッチ操作から両手操作（右手で鉄筋を保持し、左手でスタートボタン（オペレーションボタン）を押す）に切り替えること

- ・機械や加工物の可動範囲を警告色により識別するほか、表示を取り付けることなどが考えられます。

（一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不相当なところがあったと断じるものではありません）

### ◆安全衛生の窓◆

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月14日に公布されました（令和7年法律第33号）。

内容は、個人事業者等の安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正され、治療と仕事の両立支援の推進などの措置を行う改正です。

その中でも、「職場のメンタルヘルス対策の推進」については、公布後3年以内に政令で定める日から施行となりますが、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられるものとなります。

事業者の皆様におかれましても準備を進めていただくとともに、国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、地域産業保健センターの体制拡充等、支援を進めていきます。